

公立大学法人会津大学参与会規程

(平成18年4月1日規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程第16条の規定に基づき、会津大学参与会(以下「参与会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 参与の任期は、2年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。

2 参与は、再任されることができる。

(会長)

第3条 参与会に会長を置き、法人の理事長の指名する参与がこれに当たる。

2 会長は、会務を総理し、参与会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する参与がその職務を代理する。

4 理事長は、必要に応じて、会長を補佐する者として副会長を指名することができる。

(会議)

第4条 参与会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、参与会の会議の議長となる。

3 参与会の会議は、参与の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 参与会の議事は、出席した参与の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の要求)

第5条 参与会は、会津大学及び会津大学短期大学部の職員に対し、説明、意見の開陳及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 参与会の庶務は、会津大学事務局総務予算課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、参与会の運営に関し必要な事項は、会長が参与会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。